

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第40回）

- 日時：令和2年10月28日（水） 午後1時～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所、アドバイザー（鳥取大学 景山教授、同大学 千酌教授）
- 議題：
 - (1) 県内で確認された陽性患者について
 - (2) その他

【38例目】

1 概要

性別：男性

年代：30代

居住地：西伯郡

職業：

2 現在の症状：

3 経過（発症2日前の行動歴）

4 国外、県外への移動歴：

5 現在の患者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

対応方針

1. 患者対応

10月27日 感染症指定医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- ・ 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- ・ 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- ・ 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県に情報提供を行う。

※新たな情報のみ

【36例目】 50代・女性(西伯郡在住)

- 1 現在の症状 :
- 2 濃厚接触者等の調査状況 :

【37例目】 20代・女性(西伯郡在住)

- 1 現在の症状 :
- 2 濃厚接触者等の調査状況 :

医療提供体制

1. 入院体制について(10月28日時点)

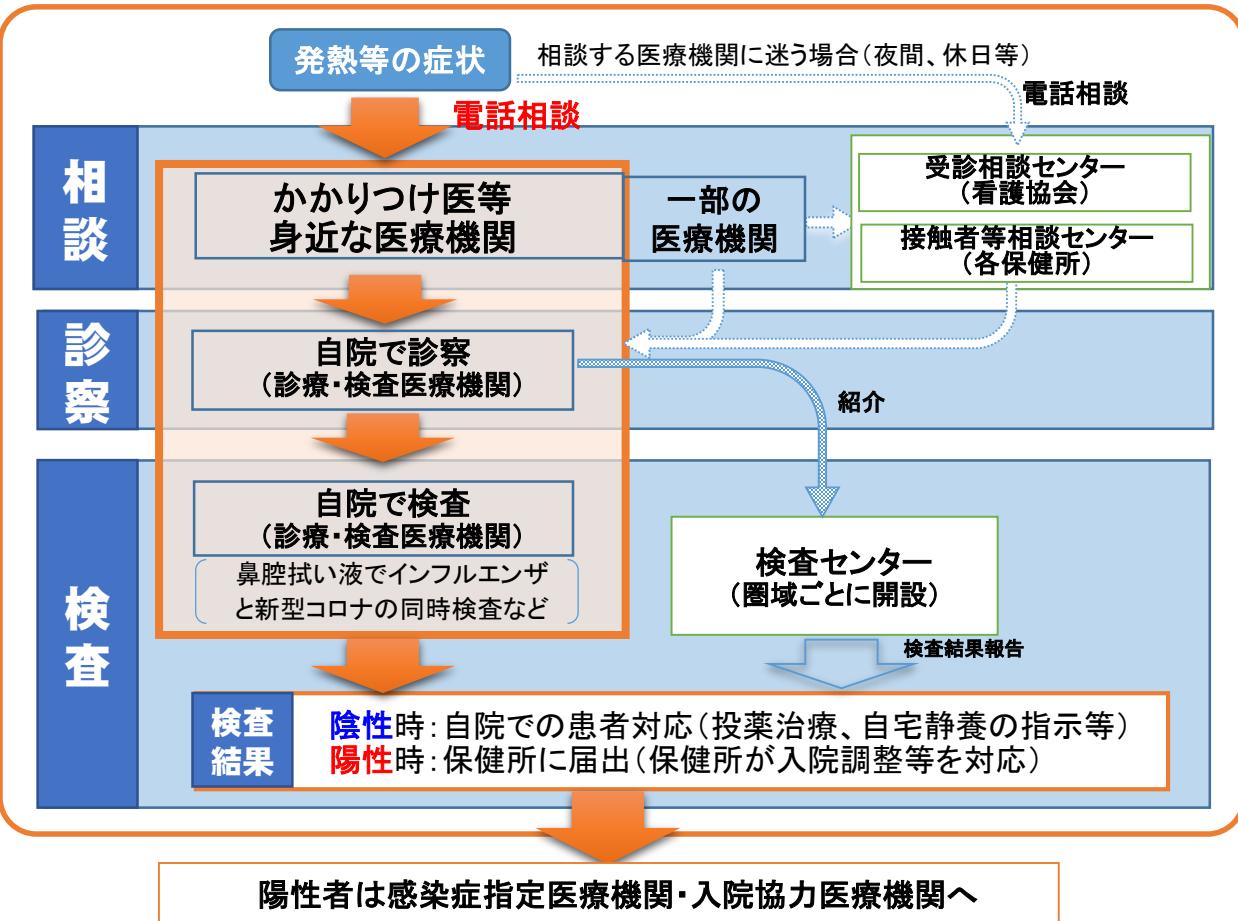
確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	190床	3人	1%	1.5%

現時点確保病床を臨時的に38床追加確保中(152床⇒190床)

2. 宿泊療養体制について

1施設(66室)を開設済み

身边なかかりつけ医等で診療・検査が受けられる体制を構築(11月1日～)



診療所等の意向調査(10/26までの集計)

対応内容	医療機関
① 診療・検査医療機関指定見込	7割
うち自院で検査可能	4割
うち県ホームページ等で公表可 (公表希望の医療機関のみ公表)	2割
② 指定外	3割
全診療所等計	10割

新型コロナウイルス対策医療関係者協議会

- 円滑な運営に向け、課題把握、対策検討

県等

- 陽性確認後は保健所が入院調整等しっかりフォロー
- 検査結果が弱陽性などで判定が困難な場合は、県衛生環境研究所等で再検査
- 検査センター等を活用し、検査支援
- 個人防護具無償配布、経営支援

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分
西部地区	注意報

【参考】

注意報の発令基準：東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週に達した日（圏域単位で発令）

注意報の解除基準：注意報発令基準を下回った日の翌日

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

＜保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続＞

■米子保健所への応援

- ・ 西部総合事務所でのしっかりとした体制構築に加え、更に県庁からの応援職員を派遣（疫学調査への応援、相談窓口、ドライブスルー検体採取等）
- ・ 上記の業務のほか、予備的要員として必要な人員を準備

県民(特に西部地区)の皆様へ

- ◆ 鳥取県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いします。接触がご心配な方は、下記の「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
- ◆ 患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。
- ◆ **家族や友人など**親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。**飲食や買い物の場面**でも「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

<会食の場合では>

- ・飲酒では、①少人数・短時間で、②なるべく普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- ・箸やカップは使い回わさず、一人ひとりで
- ・座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)
- ・会話する時はなるべくマスク着用

<お店では>

- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店で
- ・体調が悪い人は参加しない

- ◆ 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 (鳥取市保健所) [中部] TEL0858-23-3135・0858-23-3136 (倉吉保健所)

[西部] TEL0859-31-0029 (米子保健所)

- ◆ ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とつとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

従業員が新型コロナウイルスに感染した際の企業対策について

従業員が陽性となった際の事例

- ・復帰した際に職場で「居づらさ」を感じるような扱いを受けた
- ・陽性患者が発生した事業所で取引先から苦情を言われた

○企業向けワンストップ相談窓口を設置

ワンストップ相談窓口を商工労働部、中・西部総合事務所に設置

商工労働部：取引減等による経営相談、従業員からの労働相談 等

福祉保健部：従業員や接触者の行動調査・検査等の調整

生活環境部：職場の感染拡大防止対策等の指導・助言

総務部：従業員が受けた誹謗中傷、差別に対する相談

※企業の業種に応じて地域、農林、県土など部局横断的に支援

○経済界への要請活動を実施

- ・上記相談窓口の周知
- ・自社で感染が発生した際の感染者のサポートや取引先企業で感染が発生した場合の当該企業への応援を呼びかけ

県民・事業者の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する不当な扱いはやめましょう。

感染者やご家族など、皆が新型コロナウイルスと闘う方々を応援し、私たちみんなの温かい心で新型コロナウイルスと正しく向き合う気運を醸成しましょう。

感染者が勤務される会社の中でも感染者が働きやすい環境をつくり、また、取引先も感染者を応援するなど、地域全体で感染者を温かく包み込むように支えましょう。

「安心観光・飲食エリア」5エリアへ拡大

10月30日、「皆生温泉エリア」、「若桜氷ノ山エリア」、「はわい温泉・東郷温泉エリア」の団体や市町村と協定を締結予定！

	皆生温泉エリア	若桜氷ノ山エリア	はわい温泉・東郷温泉エリア
実施団体	皆生温泉旅館組合 米子市観光協会	氷ノ山観光業者組合 若桜町観光協会	はわい温泉・東郷温泉旅館組合 湯梨浜町観光協会
参画店舗数	47 店舗	18 店舗	41 店舗

